

徳島県告示第四百二十二号

徳島市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）	徳島市全域	令和二年六月一日から 令和二年九月二十九日まで